

新旧对照表

新旧対照表

現 行

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第2条の2 法第56条の2第1項の対象区域は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれの対象区域ごとに法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

対象区域		法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号
法別表第4(い)欄に掲げる地域又は区域	法第52条第1項各号に掲げる建築物の容積率が定められた区域	
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域	10分の5、10分の6及び10分の8の区域	(一)
	10分の10の区域	(二)
	10分の15及び10分の20の区域	(三)
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	10分の10及び10分の15の区域	(一)
	10分の20の区域	(二)
	10分の30の区域	(三)
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域	(一)
	10分の30の区域	(二)
近隣商業地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域	(二)
準工業地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域	(二)
用途地域の指定のない区域	10分の5、10分の8、10分の10及び10分の20の区域	(二)

2 法別表第4(ろ)欄の四の項イ又はロのうちから指定するものは、法第52条第1項第7号の規定により定められた建築物の容積率が10分の5及び10分の8の区域内にあってはイとし、10分の10及び10分の20の区域内にあってはロとする。

3 法別表第4(は)欄の二の項及び三の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから指定する平均地盤面からの高さは、4メートルとする。

改正後

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第2条の2 法第56条の2第1項の規定により条例で指定する同項に規定する対象区域は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれの対象区域ごとに同項の規定により法別表第4(に)欄の各号のうちから条例で指定する号は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

対象区域		法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号
法別表第4(い)欄に掲げる地域又は区域	法第52条第1項各号に掲げる建築物の容積率が定められた区域	
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域	10分の5、10分の6及び10分の8の区域	(一)
	10分の10の区域	(二)
	10分の15及び10分の20の区域	(三)
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	10分の10及び10分の15の区域	(一)
	10分の20の区域	(二)
	10分の30の区域	(三)
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域	(一)
	10分の30の区域	(二)
近隣商業地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域	(二)
準工業地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域	(二)
用途地域の指定のない区域	10分の5、10分の8、10分の10及び10分の20の区域	(二)

2 法第56条の2第1項の規定により法別表第4(ろ)欄の四の項イ又はロのうちから条例で指定するものは、法第52条第1項第8号の規定により定められた建築物の容積率(以下この項において「容積率」という。)が10分の5及び10分の8の区域内にあっては同欄の四の項イとし、容積率が10分の10及び10分の20の区域内にあっては同項ロとする。

3 法第56条の2第1項の規定により法別表第4(は)欄の二の項及び三の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから条例で指定する平均地盤面からの高さは、4メートルとする。

新旧対照表

現 行

(木造の重層長屋の階数制限)

第25条 都市計画区域内にある重層長屋（住戸又は住室の垂直方向に他の住戸又は住室の全部又は一部を有する長屋をいい、耐火構造建築物（耐火建築物又は主要構造部が耐火構造であり、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に政令第137条の10第4号に規定する20分間防火設備（第2号において「20分間防火設備」という。）を設けた建築物をいう。次条第1項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）で主要構造部である柱又ははりが木造であるものは、地階を除く階数を2（次に掲げる重層長屋にあつては、3）以下としなければならない。

- (1) 延べ面積が200平方メートル未満の重層長屋（法第27条第1項第1号に規定する基準に従って警報設備を設けたものに限る。）
- (2) 準耐火構造建築物（準耐火建築物又は法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に20分間防火設備を設けた建築物をいう。次条第1項において同じ。）である重層長屋
- (3) 防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）第4第1号イ(1)から(9)まで及び(10)ただし書に定める構造方法を用いた重層長屋

改正後

(木造の重層長屋の階数制限)

第25条 都市計画区域内にある重層長屋（住戸又は住室の垂直方向に他の住戸又は住室の全部又は一部を有する長屋をいい、耐火構造建築物（耐火建築物又は主要構造部が耐火構造であり、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に政令第137条の10第4号に規定する20分間防火設備（第2号において「20分間防火設備」という。）を設けた建築物をいう。次条第1項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）で主要構造部である柱又ははりが木造であるものは、地階を除く階数を2（次に掲げる重層長屋にあつては、3）以下としなければならない。

- (1) 延べ面積が200平方メートル未満の重層長屋（法第27条第1項第1号に規定する基準に従って警報設備を設けたものに限る。）
- (2) 準耐火構造建築物（準耐火建築物又は法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に20分間防火設備を設けた建築物をいう。次条第1項において同じ。）である重層長屋
- (3) 防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）第4第1号イ(1)から(8)まで及び(9)ただし書に定める構造方法を用いた重層長屋